

(競り売り用)

委 任 状

(受任者) 住所 (所在地) _____
氏名 (名 称) _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任しました。

記

1 次の公売財産の買受申込み手続に関する権限

公 売 財 産 の 名 称	
売 却 区 分 番 号	動産
	番の 不動産
	その他 ()

- 2 上記公売財産の公売保証金の納付の権限及び受領に関する権限
- 3 上記公売財産の納付した公売保証金の充当に関する権限
- 4 上記公売財産の買受代金の納付に関する権限
- 5 上記公売財産の受領に関する権限
- 6 上記公売財産の受領に関し、代理人を復代理人として上記公売財産の配送業者を選任する権限
- 7 上記 1 から 6 に附帯する一切の権限

平成 年 月 日

(委任者) 住所 (所在地) _____
氏名 (名 称) _____ 印

共同で買受申込みを行う場合は、共同買受申込者全員からの提出が必要です。



(競り売り用)

本人(委任者)に代わり、買受申込みを行う代理人の住所・氏名を記載してください。

個人の場合は住民票上の住所を、法人の場合は商業登記簿上の所在地を記載してください。

委任状

(受任者) 住所(所在地) **東京都千代田区霞が関・丁目・号**

氏名(名称) **公売 花子**

法人が入札する場合で、代表権限を有しない社員(従業員等)が買受申込みを行う場合は、その者に対する委任状を作成し、提出する必要があります。

下記の事項を委任しました。

記

この委任状を使用される場合は、買受申込みを希望される公売財産ごとに作成してください。

売却区分番号の数字は、アラビア数字で明確に記載してください。
また、番号の頭に国税局、国税事務所又は税務署の名称が付されている場合は、その名称を必ず記載してください。

に関する権限

東京12345 - 6	称
	動産
	番の 不動産
	その他()

不要部分を抹消するか、該当事項を○で囲んでください。

- 2 上記公売財産の公売保証金の納付の権限及び受領に関する権限
- 3 上記公売財産の納付した公売保証金の充当に関する権限
- 4 上記公売財産の買受代金の納付に関する権限
- 5 上記公売財産の受領に関する権限
- 6 上記公売財産の受領に関し、代理人を復代理人として上記公売財産の配送業者を選任する権限
- 7 上記1から6に附帯する一切の権限

個人の場合は住民票上の住所を、法人の場合は商業登記簿上の所在地を記載してください。

平成●●年●●月●●日

(委任者) 住所(所在地) **東京都千代田区霞が関・丁目・番・号**

委任した年月日を記載してください。

氏名(名称) **株式会社国税商事 代表取締役 国税 太郎**



共同で買受申込みを行う場合は、共同買受申込者全員からの提出が必要です。

(競り売り用)

共同買受申込代表者の届出書

平成 年 月 日

国 税 局 長
国税事務所長 殿
税 務 署 長

	住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)	持分	印鑑
共 同 買 受 申 込 者	-			
	-			
	-			
	-			

共同買受申込者が6名以上の場合は、記載できない共同買受申込者全員を別紙に記載し、共同買受申込代表者の届出書に貼付してから提出してください。

平成 年 月 日の期日競り売り
平成 年 月 日～平成 年 月 日のインターネット公売

において、次の公売財産の

買受申込みにより、共同買受申込者全員を代表し買受申込手続等を行う者(公売保証金及び買受代金の領収証書のあて名となる者等)として、次のとおり共同買受申込代表者を定めたので、届けます。

公売財産	買受申込みを行う公売財産の売却区分番号

共同書受申込代表者	住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)

【注意事項】



- 1 共同買受申込代表者の届出書は、買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
共有できない公売財産については共同買受申込みはできません。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 共同買受申込者は、共同で買受申込みに参加される全ての者を記載し、押印してください。
また、公売財産の持分についても、事前に買受申込者間で決定の上、必ず記載してください。
- 4 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい共同買受申込代表者の届出書を作成してください。

公売を実施する国税局、国税事務所又は税務署を記載してください。

● ● 国税事務所長 殿
税 務 署 長

提出する年月日を記載してください。

平成 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日

共同買受申込代表者の届出書

不要部分を抹消するか、該当事項を○で囲んでください。

国 税 局 長

住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)	持分	印鑑
● ● ● ● - ● ● ● ● ● ● 東京都千代田区霞が関●丁目●番●号	国税 太郎	1/2	印
● ● ● ● - ● ● ● ● ● ● 東京都千代田区霞が関●丁目●番●号	国税 次郎	1/2	印
共同買受申込者			

共同買受申込者は、記載できない共同買受申込者全員を代表する者として、次のとおり共同買受申込代表者を定め、この届出書に署名捺印してください。

平成 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日の期日競り売り
平成 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日～平成 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日のインターネット公売

において、次の公売財産の買受申込みを当たり、共同買受申込者全員を代表し買受申込手続等を行う者（公売保証金及び買受代金の領収証書の受取手続等を行う者）として、次のとおり共同買受申込代表者を定め、この届出書に署名捺印してください。

買受申込期間を記載してください。

買 受 申 込 み を 行 う 公 売 財 産 の 売 却 区

東京 1 2 3 4 5 - 6

売却区分番号の数字は、アラビア数字で明確に記載してください。

また、番号の頭に国税局、国税事務所又は税務署の名称が付されている場合は、その名称を必ず記載してください。

住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)
東京都千代田区霞が関●丁目●番●号	国税 太郎

- [注意事項]
- 共同買受申込代表者の氏名は、共有できない公売財産について、それぞれ作成してください。
 - 字体は鮮明に、インク又は赤いボールペンで記入してください。
 - 共同買受申込者は、共同で買受申込みに参加される全ての者を記載し、押印してください。また、公売財産の持分についても、事前に買受申込者間で決定の上、必ず記載してください。
 - 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい共同買受申込代表者の届出書を作成してください。



共同買受申込代表者の届出書別紙

国 税 局 長
 国税事務所長 殿
 税 務 署 長

平成 年 月 日

公 売 財 産 の 名 称	
売 却 区 分 番 号	動産
	番の 不動産
	その他 ()

共 同 買 受 申 込 代 表 者 氏 名

	住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)	持 分	印鑑
共同買受申込者	-			
共同買受申込者	-			
共同買受申込者	-			
共同買受申込者	-			
共同買受申込者	-			
共同買受申込者	-			
共同買受申込者	-			
共同買受申込者	-			
共同買受申込者	-			
共同買受申込者	-			

【注意事項】



- 共同買受申込代表者の届出書に記載できなかった共同買受申込者全員の住所、氏名、持分を記載し、押印してください。
共同買受申込代表者の届出書に記載されている共同買受申込者は記載しないでください。
- この別紙にも記載しきれない場合は、別の別紙を作成し、必ず共同買受申込者全員を記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい共同買受申込代表者の届出書別紙を作成してください。
- 左側余白部分を共同買受申込代表者の届出書に貼り付け、共同買受申込者全員の割り印をした上で、共同買受申込代表者の届出書と一緒に提出してください。

公売を実施する国税局、
国税事務所又は税務署を
記載してください。

内訳書が2枚以上になるときは、余白
に通し番号を記載してください。

提出する年月日を記載し
てください。

割印

割印

割印

共同買受申込代表者の届出書別紙 1

国 税 局 長
 国 税 事 務 所 長 殿
 税 務 署 長

平成・・・年・・・月・・・日

公 売 財 産 の 名 称

売 却 区 分 番 号
東京 1 2 3 4 5 - 6

共 同 買 受 申 込 代 表 者 氏 名

国税 太郎

不要部分を抹消するか、該
当事項を○で囲んでくださ
い。

売却区分番号の数字は、アラビア数字で明確に記載してく
ださい。
また、番号の頭に国税局、国税事務所又は税務署の名称
が付されている場合は、その名称を必ず記載してください。

共同買受申込者全員の割り印をし
てください。

共同買受申込者	東京都千代田区霞が関・丁目・番・号	国税 三郎	1/8	印
共同買受申込者	東京都千代田区霞が関・丁目・番・号	国税 四郎	1/8	印
共同買受申込者	東京都千代田区霞が関・丁目・番・号	国税 五郎	1/8	印
共同買受申込者				
共同買受申込者				
共同買受申込者				
共同買受申込者				
共同買受申込者				
共同買受申込者				
共同買受申込者				
共同買受申込者				

個人の場合は住民票上の住所を、法
人の場合は商業登記簿上の所在地を
記載してください。

共同買受申込者
全員について記載し
てください。

共同買受申込者
全員の印鑑を押な
つてください。

共同買受申込
者間の持分を記
載してください。

【注意事項】

- 共同買受申込代表者の届出書に記載できなかった共同買受申込者全員の住所、氏名、持分を記載し、押印してください。
共同買受申込代表者の届出書に記載されている共同買受申込者は記載しないでください。
- この別紙にも記載しきれない場合は、別の別紙を作成し、必ず共同買受申込者全員を記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい共同買受申込代表者の届出書別紙を作成してください。
- 左側余白部分を共同買受申込代表者の届出書に貼り付け、共同買受申込者全員の割り印をした上で、共同買受申込代表者の届出書と一緒に提出してください。

公売保証金振込通知書兼払渡請求書					
次の売却区分番号に係る公売財産の入札又は買受申込みを行うに当たって、公売保証金を金融機関への振込みにより納付しました。					
入札又は買受申込みを行う 公売財産の売却区分番号					
公売保証金振込者名 〔公売保証金の振込者名と入札者又は買受申込者は、同一の者でなければなりません。 法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。〕		住所又は所在地		電話番号	
		フリガナ 氏名又は名称		 (印)	
		フリガナ 代表者名		 (印)	
公売保証金の払渡請求 〔入札者又は買受申込者本人の口座を記載してください。〕		公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金について、次の口座への振込みによる払渡しを請求いたします。			
		氏名（名称）..... (印)			
		振込先の 金融機関名	銀行・組合 金庫・農協・漁協 本店・本所 支店・支所		
		預貯金の種別	普通・当座・貯蓄・通知・別段		
		口座番号			
整理欄	受理年月日	平成 年 月 日	取扱者印		備考欄
	受入（振込確認）年月日	平成 年 月 日	取扱者印		
	払出年月日	平成 年 月 日	取扱者印		
	支払年月日	平成 年 月 日	取扱者印		

（注）入札者又は買受申込者は、太い枠内を必ず記載してください。

(割印)	金融機関の証明書（振込金受取書）の貼付箇所

公売保証金の振込みについての注意事項



- 公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
公売保証金振込者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
- 公売保証金は、執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていなければなりません。
なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座への入金が確認できない場合は、入札又は買受申込みができませんので、振込みは、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
- この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件にかかる公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還いたします。
- 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
なお、別途、「払渡請求書（領収証書）」を提出していただく場合がありますので、執行機関から送付された場合は、必要事項を記載の上、速やかにご返送ください。
また、公売保証金の返還手続が終了した場合は、「国庫金振込通知書」を郵送します（取扱金融機関により郵送しない場合があります。）。
公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金の返還請求」欄に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。
- 公売保証金の振込先は、公売を実施する国税局、国税事務所又は税務署にお問い合わせください。

公売保証金振込通知書兼払渡請求書				
次の売却区分番号に係る公売財産の入札又は買受申込みを行うに当たって、公売保証金を金融機関への振込みにより納付しました。				
入札又は買受申込みを行う 公売財産の売却区分番号	東京 1 2 3 4 5 - 6			
公売保証金振込者名	住所又は所在地	東京都千代田区霞が関・丁目・番・号		
売却区分番号の数字は、アラビア数字で明確に記載してください。 また、番号の頭に国税局、国税事務所又は税務署の名称が付されている場合は、その名称を必ず記載してください。	電話番号	××-××××-××××		
	買受申込者同一でなければなりません。	国税 太郎		
公売保証金の払渡請求 (入札者又は買受申込者本人の口座を記載してください。)	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金について、次の口座への振込みによる払渡しを請求いたします。			
氏名(名称)	国税 太郎 (印)			
振込先の金融機関名	財務 銀行・組合 金庫・農協・漁協 霞が関 本店・本所 支店・支所			
預貯金の種別	普通 当座 貯蓄 通知 別段			
口座番号	9 8 7 6 5 4			
受理年月日	取扱者印	備考欄		
払出年月日	取扱者印	備考欄		
支払年月日	取扱者印	備考欄		

(注) 入札者又は買受申込者は、太い枠内を必ず記載してください。

割印	金融機関の証明書(振込金受取書)の貼付箇所	
	公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください。 なお、貼付けに当たっては、剥がれないように確実に貼り付けた上、割印をしてください。 また、振込みに当たっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにお願いします。	

公売保証金の振込みについての注意事項



- 公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
公売保証金振込者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
- 公売保証金は、執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていなければなりません。
なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座への入金を確認できない場合は、入札又は買受申込みができませんので、振り込みは、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
- この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件にかかる公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還いたします。
- 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
なお、別途、「払渡請求書(領収証書)」を提出していただく場合がありますので、執行機関から送付された場合は、必要事項を記載の上、速やかにご返送ください。
また、公売保証金の返還手続が終了した場合は、「国庫金振込通知書」を郵送します(取扱金融機関により郵送しない場合があります。)。公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金の返還請求」欄に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を誤りないように記載してください。
- 公売保証金の振込先は、公売を実施する国税局、国税事務所又は税務署にお問い合わせください。

(競り売り用)

平成 年 月 日

国 税 局
国税事務所 殿
税 務 署
歳入歳出外現金出納官吏

(請求人)

住所又は所在地

氏名又は名称

印

公売保証金の充当申出書

〔平成 年 月 日の期日競り売り
平成 年 月 日～平成 年 月 日のインターネット公売〕において、次の公売財産の買受申込

みに当たり、売却決定日に私（請求人）に対し売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

買受申込みを行う公売財産の売却区分番号

- (注)
- 1 公売保証金の充当申出書は、買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
 - 2 「納付保証委託契約証明書」を提出する方法により提供された公売保証金は、買受代金に充当することができません。



(競り売り用)

公売を実施する
国税局もしくは税
務署を記載してく

不要部分を抹消してく
ださい。

平成●●年●●月●●日

公売保証金の充当申
出書を提出する年月日

●●
国税局・~~国税事務所・税務署~~
歳入歳出外現金出納官吏

殿

代理人ではなく買受申込者を記載してく
ださい。
また、個人の場合は住民票上の住所を、
法人の場合は商業登記記録上の所在地
を記載してください。

(請求人)

所又は所在地

東京都千代田区霞が関

●丁目●番●号

は名称

国税 太郎

印

公売保証金の充当申出書は、現金や銀行
振込などで公売保証金を納付された方で、
買受代金へ充当を希望される方のみが作
成する必要があるもので、買受けを希望さ
れる(競り売りまたは入札に参加される)公
売財産ごとに作成する必要があります。
複数の公売財産について買受けを希望され
る場合は、お手数ですが、希望される公売
財産ごとに当該書類を作成してください。
また、提出期限は、各執行機関にお問い合わせください。

公売保証金の充当申出書

不要部分を抹消してく
ださい。

インターネット公売の競り売
り期間(入札期間)を記載して
ください。

~~平成●●年●●月●●日の期日競り売り~~

平成●●年●●月●●日～平成●●年●●月●●日のインターネット公売

において、次の公売財産の買受申込

みに当たり、売却決定日に私(請求人)に対し売却決定が行われた場合、納付した公売保証金について
は、買受代金に充ててください。

買受申込みを行う公売財産の売却区分番号

買い受けた公売財産の
「財産の表示」を参考に、
公売財産が特定できるよ
うに記載してください。売
却区分番号は必ず記載
してください。

売却区分番号 東京12455-6
ダイヤモンドリング 1点

- (注) 1 公売保証金の充当申出書は、買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
2 「納付保証委託契約証明書」を提出する方法により提供された公売保証金は、買受代金に充当することができません。



平成 年 月 日

国 税 局 長 殿
国 税 事 務 所 長
税 務 署 長

(請求人)
住所又は所在地

氏名又は名称 印

公売財産所有権移転登記等請求書

下記の公売財産について、国税徴収法第121条の規定に基づき、私（請求人）名義に所有権の移転の登記等を行ってください。

記

公 売 財 産 の 名 称

（注） 公売財産所有権移転登記等請求書は、買い受けた公売財産ごとに、それぞれ作成してください。



平成・・・年・・・月・・・日

公売を実施した国税局、国税事務所又は税務署を記載してください。

不要部分を抹消するか、該当事項を○で囲んでください。

公売財産所有権移転登記等請求書を提出する年月日を記載してください。

個人の場合は住民票上の住所を、法人の場合は商業登記簿上の所在地を記載してください。

（請求人）
住所又は所在地 **東京都千代田区霞が関
●丁目●番●号**

氏名又は名称 **国税 太郎**

公売財産所有権移転登記等請求書は、買い受けた公売財産が不動産、自動車または船舶など、その権利の移転に登記・登録の必要な財産であるときに作成してください。

買い受けた公売財産ごとに作成してください。

公売財産所有権移転登記等請求書

国税局長 殿
国税事務所長
税務署長

印

下記の公売財産について、国税徴収法第121条の規定に基づき、私（請求人）名義に所有権の移転の登記等を行ってください。

記

公 売 財 産 の 名 称
売却区分番号 東京 1 2 4 5 5 - 6 東京都千代田区霞が関●丁目●番 宅地 1 1 1 . 1 1 m²

（注） 公売財産所有権移転登記等請求書は、買い受けた公売財産ごとに

買い受けた公売財産の「財産の表示」を参考に、公売財産が特定できるように記載してください。売却区分番号は必ず記載してください。



平成 年 月 日

国 税 局 長
国 税 事 務 所 長 殿
税 務 署 長

(請求人)
住所又は所在地

氏名又は名称



公売財産引渡確認書

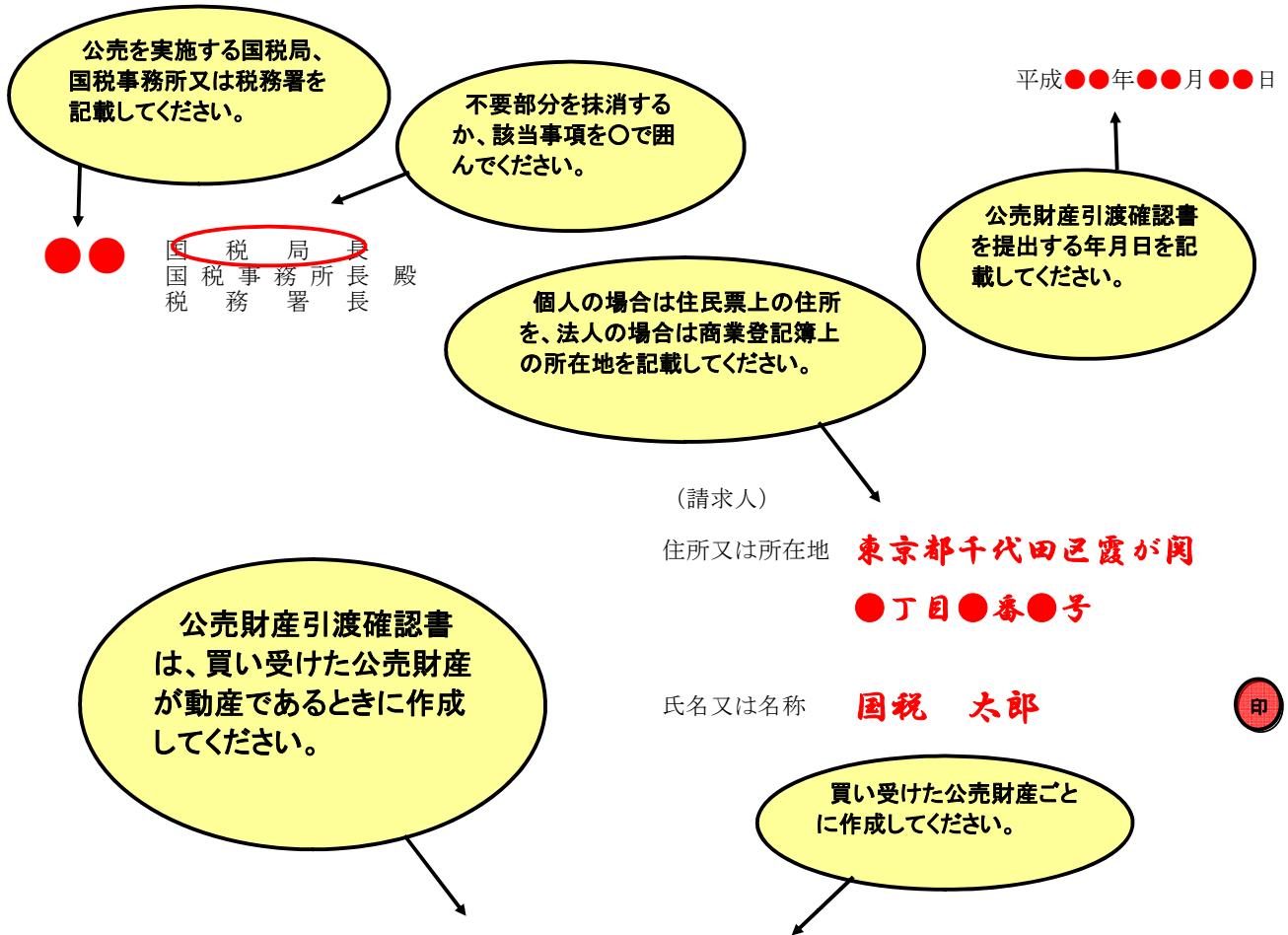
下記の公売財産について、正に引渡しを受けました。

記

公 売 財 産 の 名 称

(注) 公売財産引渡確認書は、買い受けた公売財産ごとに、それぞれ作成してください。





公売財産引渡確認書

下記の公売財産について、正に引渡しを受けました。

記

公 売 財 産 の 名 称
売却区分番号 東京12455-6 ダイヤモンドリング 1点

(注) 公売財産引渡確認書は、買い受けた公売財産ごとに、それぞれ作成してください。

買い受けた公売財産の「財産の表示」を参
考に、公売財産が特定できるように記載し
てください。売却区分番号は必ず記載してく
ださい。



国 税 局 長
国 税 事 務 所 長 殿
税 務 署 長

(請求人)
住所又は所在地

氏名又は名称



指図運送人引渡依頼書

私（請求人）は、私が買い受けた下記の公売財産について、次に掲げる指図運送人に、当該公売財産に関する次に掲げる権限を付与いたしましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、当該公売財産につきまして、指図運送人への引渡し後において運送中に生じた滅失、き損等の責任を国に追及することはできないことを確認しました。

記

公 売 財 産 の 名 称

- 上記公売財産の受領に関する権限
- 上記公売財産の運送に関する権限

なお、以下の理由により、指図運送人に公売財産を搬送先住所に運送する旨を依頼しました。

搬送先住所：
理由：

(指図運送人)

名 称 ：

- (注) 1 指図運送人引渡依頼書は、買い受けた公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 すでに登録されている住所と搬送先住所が異なるときは、理由を明記してください。
- 3 指図運送人に依頼した搬送先の受取人が買受人と相違するときは、執行機関は公売財産の引き渡しを行いません。
- 4 本依頼書は、指図運送人に公売財産を引き渡す際に、確認のため指図運送人に写しを交付することがあります。



公売を実施した国税局、
国税事務所又は税務署
を記載してください。

不要部分を抹消する
か、該当事項を○で囲
んでください。

平成●●年●●月●●日

指図運送人引渡請求
書を提出する年月日を
記載してください。

個人の場合は住民票上の住所
を、法人の場合は商業登記簿上
の所在地を記載してください。

(請求人)
住所又は所在地 **東京都千代田区霞が関
●丁目●番●号**

氏名又は名称 **国税 太郎** 印

指図運送人引渡依頼書は、買
い受けた公売財産が動産で、か
つ、その受け取りを運送業者に依
頼するときに作成してください。
公売財産を受け取る方が代理人
であるときは、不要です。

買い受けた公売財産ご
とに作成してください。

指図運送人引渡依頼書

私（請求人）は、私が買い受けた下記の公売財産について、次に掲げる指図運送人に、当該公売財産に
関する次に掲げる権限を付与いたしましたので、よろしくお取り扱い願います。

なお、当該公売財産につきまして、指図運送人への引渡し後において運送中に生じた滅失、き損等の責
任を国に追及することはできないことを確認しました。。

記

公 売 財 産 の 名 称
売却区分番号 東京 1 2 4 5 5 - 6 ダイヤモンドリング 1点

買い受けた公売財産の
「財産の表示」を参考に、
公売財産が特定できるよ
うに記載してください。売
却区分番号は必ず記載し
てください。

1 上記公売財産の受領に関する権限

2 上記公売財産の運送に関する権限

なお、以下の理由により、指図運送人に公売財産を搬送先住所に運送する旨

搬送先住所：
東京都千代田区大手町●丁目●番●号

理由：
日中は仕事で自宅を空けるため、会社での引渡しを希望。

理由を簡潔に記
載してください。

(指図運送人)

名 称：

● ● 運 送

搬送を希望する住所
を記載してください。

指図運送人が法人である場
合は、その法人名が特定でき
るように記載してください。

- (注) 1 指図運送人引渡依頼書は、買い受けた公売財産ごとに、それぞれ作成してくだ
2 すでに登録されている住所と搬送先住所が異なるときは、理由を明記してくだ
3 指図運送人に依頼した搬送先の受取人が買受人と相違するときは、執行起案は公
4 本依頼書は、指図運送人に公売財産を引き渡す際に、確認のため指図運送人に写しを交付するものとします。



平成 年 月 日

国 税 局 長
国 税 事 務 所 長 殿
税 務 署 長

(請求人)

住所又は所在地

氏名又は名称

(印)

政府保管有価証券払渡請求書

下記の政府保管有価証券について、私（請求人）に払渡してください。

記

政 府 保 管 有 価 証 券 の 名 称

(注) 政府保管有価証券払渡請求書は、買い受けた公売財産ごとに、それぞれ作成してください。



平成●●年●●月●●日

政府保管有価証券払渡請求書を提出する年月日を記載してください。

個人の場合は住民票上の住所を、法人の場合は商業登記簿上の所在地を記載してください。

(請求人)
住所又は所在地 **東京都千代田区霞が関**
●丁目●番●号

氏名又は名称 **国税 太郎**

印

公売を実施した国税局、国税事務所又は税務署を記載してください。

不要部分を抹消するか、該当事項を○で囲んでください。

●● 国税局 長 殿
国税事務所 長
税務署 長

政府保管有価証券払渡請求書は、買い受けた公売財産が有価証券(株券、社債券など)であるときに作成してください。

買い受けた公売財産ごとに作成してください。

政府保管有価証券払渡請求書

下記の政府保管有価証券について、私（請求人）に払渡してください。

記

政府保管有価証券の名称
売却区分番号 東京12455-6 株式会社●●商事 拾株券5枚 株券番号A第001号からA第005号

(注) 政府保管有価証券払渡請求書は、買い受けた公売財産ごとに作成してください。

買い受けた公売財産の「財産の表示」を参考に、公売財産が特定できるように記載してください。売却区分番号は必ず記載してください。



国税関係インターネット公売ガイドライン

前文

国税関係インターネット公売とは、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の規定に基づき、滞納国税を徴収するために、全国の国税局（沖縄国税事務所を含みます。）又は税務署（以下「執行機関」といいます。）において、滞納処分により差し押さえた財産を、せり売りの方法により売却するものです。

せり売りの方法によるインターネット公売とは、国税庁から委託を受けたヤフー株式会社が、せり売り人として、官公庁オークションサイトにおいて、公売財産の買受申込みの受付を行い、最高額で買受申込みをした者を、執行機関が最高価申込者として決定し、その者に対して売却決定をした上で、買受人として定める公売の方法です。

この国税関係インターネット公売に参加していただくには、法令に基づく公売手続及び官公庁オークションサイトを利用していただくための規約について記載した以下の国税関係インターネット公売ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、公売手続に関するすべての条項について確認いただくとともに、官公庁オークションサイトを利用していただくための規約におけるすべての条項について同意いただくことが必要です。

第 1 総則

1 本ガイドラインの定義

本ガイドラインで使用する用語の意義は、国税徴収法に定めるところによるほか、次のとおりとします。

(1) インターネット公売

官公庁オークションサイトにおいて、せり売りの方法により全国の国税局又は税務署が実施する公売

(2) 執行機関

インターネット公売を実施する全国の国税局及び税務署

(3) 公売財産

国税徴収法の規定により差し押さえられ、公売に付される財産又は付された財産

(4) 買受申込者

インターネット公売で公売財産の買受申込みをしようとする者又は買受申込みをした者

(5) 本人確認情報

氏名（法人にあっては名称）、住所又は居所（法人にあっては所在地）、連絡先、その他その者が本人であることを確認するために執行機関が必要と認める情報

(6) 公売参加申込期間

インターネット公売の買受申込みに先立って、あらかじめ公売参加の申込みの受付をする期間

(7) 買受申込期間

インターネット公売で公売財産の買受申込みの受付をする期間

(8) 休日等

土曜日、日曜日、祝日又は年末年始などの執行機関の閉庁日

2 国税徴収法の適用

インターネット公売の手続は、本ガイドラインに定めるところによるほか、国税徴収法の定めるところによります。

なお、Yahoo!オークションガイドラインや関連するその他の規約などについては、本ガイドライン及び国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続において買受申込者を拘束するものとします。

3 インターネット公売に関する公売の条件

インターネット公売に関する公売の条件には、本ガイドラインに定められた事項のほか、執行機関が行う公売公告に定められた事項があります。

4 執行機関

執行機関は、公売を実施している国税局及び税務署です。

公売財産の下見会の開催、買受代金の納付の取扱い、公売財産の引渡し場所などは執行機関ごとに異なり、最高価申込者の決定や売却決定などの公売手続は、公売財産の種類によって異なります。

買受申込者は、このことに留意の上、インターネット公売に参加する必要があります。

なお、下見会については、執行機関が合同で実施することがあります。

5 官公庁オークションサイト

インターネット公売に関する参加申込みや買受申込みなどの手続は、ヤフー株式会社がインターネット環境上に提供するオークションシステムである「官公庁オークションサイト」において行います。

6 インターネット公売の法的性質

公売は、執行機関が、滞納者などが所有する差押財産（公売財産）を強制的に売却する制度です。

買受申込者は、次に掲げる事項など、通常の売買やオークションと異なることに十分留意の上、インターネット公売に参加する必要があります。

(1) 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、滞納者（現所有者）および執行機関には担保責任が生じないこと。

(2) 執行機関は、公売財産が動産、自動車（道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)の規定により登録を受けた自動車をいいます。）などの場合は、その公売財産を、現況有姿（現在あるがままの状態をいい、その財産に傷などがあっても補修などを行わないことをいいます。）で引き渡すこと。

(3) 執行機関は、公売財産が不動産の場合は、現実の引渡しの義務を負わないこと。

また、公売財産と隣接地との境界の確定、公売財産に占有者等がいる場合のその占有者等から引渡しを受けること、不動産内にある動産の撤去などについては、買受人が自己の責任

において行わなければならないこと。

(4) 買受人は、買受人に承継される債務（マンションの未納管理費やゴルフ会員権の未納年会費など）を負担しなければならないこと。

(5) 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品および買受代金の返還を求めることができないこと。

7 公売中止

買受申込者は、公売財産の売却決定がされていても、買受代金の納付までは、執行機関がその公売財産の公売を中止することがあることに留意の上、インターネット公売に参加する必要があります。

第2 インターネット公売の参加資格

1 インターネット公売の参加制限

次のいずれかに該当する方は、インターネット公売に参加することができません。

また、(1)～(7)に該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。

(1) 滞納者

ただし、自己の滞納により公売される公売財産以外の公売財産については制限されません。

(2) 国税徴収法第108条第1項の規定により国税局又は税務署から公売の参加を制限されている方

(3) 過去2年間、インターネット公売で買受代金を納付しなかったことがある方

(4) 国税庁、国税局又は税務署に勤務する職員

(5) 官公庁オークションサイトのせり売り人

(6) 本ガイドライン及び Yahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(7) 農地など買受人に一定の資格や要件を必要とする場合、その資格などを有していない方

(8) 20歳未満の方

ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

(9) 日本語を完全に理解することができない方

ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。

(10) 住所、連絡先がいずれも日本国内にない方

ただし、その代理人の住所又は連絡先が日本国内にある場合を除きます。

2 代理人によるインターネット公売の参加

買受申込者は、代理人にインターネット公売の手続をさせることができます。ただし、未成年者が代理人になることはできません。

この場合は、あらかじめ、第3の3「公売参加申込み」に定める手続を行う必要があります。

3 法人代表者によるインターネット公売の参加

法人がインターネット公売に参加する場合は、その法人の代表権限のある者（以下「法人代

表者」といいます。)が、Yahoo! JAPAN I Dを取得していただいた上で、インターネット公売の手続を行うものとします。

この場合は、あらかじめ、第3の3「公売参加申込み」に定める手続を行う必要があります。

なお、法人代表者以外の方がインターネット公売の手続を行う場合は、第2の2「代理人によるインターネット公売の参加」に定める手続を行う必要があります。

4 共同買受申込者によるインターネット公売の参加

公売財産を共有する目的で、複数の買受申込者が共同して、一つの公売財産について買受申込み(以下「共同買受申込み」といいます。)をする場合は、共同買受申込みをする買受申込者(以下「共同買受申込者」といいます。)は、その中から一名を代表者(以下「共同買受申込代表者」といいます。)に指定し、その共同買受申込代表者が、インターネット公売の手続を行うものとします。

この場合は、あらかじめ、第3の3「公売参加申込み」に定める手続を行う必要があります。

なお、共同買受申込代表者以外の方にインターネット公売の手続をさせる場合は、第2の2「代理人によるインターネット公売の参加」に定める手続を行う必要があります。

(注) 共有を認めない公売財産については、共同買受申込みはできません。

5 代理人等による自己のための買受申込みなどの禁止

(1) 第2の2～4に規定する代理人、法人代表者及び共同買受申込代表者(以下「代理人等」といいます)は、買受申込者である個人、法人又は共同買受申込代表者を除く共同買受申込者(以下「本人等」といいます。)のために買受申込みを行う公売財産について、自己のために買受申込みを行うことはできません。

(2) 代理人等が、一つの公売財産に対して複数の本人等から買受申込みの手続などについて委任を受けた場合は、その委任を受けたすべての公売財産の買受申込みをすることができません。

(3) 本人等は、代理人等を買受申込みの手続を委任した公売財産について、自己のために買受申込みを行うこと、又は同一の公売財産について、他の代理人等に委任して買受申込みを行わせることはできません。

また、他の買受申込者と共同して、同一の公売財産の買受申込みを行うこともできません。

6 復代理人の選任の権限

買受申込者は、第2の2の規定により任意代理人を選任する場合には、公売参加申込期間の終了までに、執行機関に別途意思表示をしない限り、その任意代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

第3 インターネット公売の手続

1 公売財産情報などの確認

執行機関がインターネット公売を実施する場合は、官公庁オークションサイトで公売財産情報を公開する前に、公売公告及び見積価額公告を執行機関の掲示板などに公告するとともに、

原則として、公告の翌日から国税庁公売情報ホームページに公売財産情報を公開します。

買受申込者は、必要と認めるときは、買受申込みに先立って、下見会や国税庁公売情報ホームページ等においてその現況や外観を確認し、登記簿などの関係書類を閲覧するなど、自らの責任において公売財産に関する情報を収集しなければなりません。

なお、買受申込者は、情報収集などの際に、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害してはならないことに留意する必要があります。

2 下見会の開催

執行機関は、必要に応じて、公売財産の下見会を開催します。

下見会の開催期間や開催場所などの情報については、国税庁公売情報ホームページなどに掲載していますので、ご確認ください。

なお、下見会場では、執行機関が必要と認める場合は、入場希望者に対する入場の制限又は入場者に対し退場を求めることがあります。

3 公売参加申込み

(1) 参加者情報

買受申込者又は代理人等（以下「買受申込者等」といいます。）は、公売公告により定められた公売参加申込期間において、買受申込みをしようとする公売財産の売却区分を指定の上、買受申込者等の住所・氏名・電話番号やその他必要事項について、官公庁オークションサイトに入力し、公売参加申込みをしなければ買受申込みをすることができません。

なお、入力された住所・氏名が、住民票や商業登記簿などに記載されている情報と異なる場合は、インターネット公売に参加することができません。

また、代理人は、官公庁オークションサイトに代理人である旨の入力を行う必要があります。この入力を行わず買受申込みをされた場合は、最高価申込者の決定を取り消します。

(2) 公売保証金の提供

買受申込者等は、公売保証金の提供が必要な公売財産について公売参加申込みをしようとする場合は、官公庁オークションサイトに次のいずれかの公売保証金の提供方法を入力し、公売保証金を提供する必要があります。

なお、公売保証金の提供の取扱いは、執行機関ごとに異なりますので、事前に執行機関に連絡の上、納付方法などを確認してください。

ア クレジットカードによる納付

買受申込者等は、ヤフー株式会社にクレジットカードの与信枠を提供することにより、ヤフー株式会社と納付保証委託契約を締結する必要があります。

クレジットカードを選択される方は、本ガイドラインへの同意によって、納付保証委託契約が締結されますので、官公庁オークションサイトに記載している契約内容を必ずお読みいただいた上で、同意してください。

イ 銀行振込みによる納付

銀行振込みにより納付する場合は、買受申込者等が執行機関に連絡し、振込先の金融機関の口座番号等を確認した後、その口座に、公売財産ごとに公売保証金を振り込む必要があります。

なお、公売保証金の納付の期限の直前に銀行振込みを行った場合は、期限までに納付の

確認ができない場合があります。

また、インターネットバンキングによる振込みは取り扱っておりませんので、ご注意ください。

銀行振込みによる納付にあたっては、執行機関が定める期限までに、金融機関から受領した振込金受取書などの証明書を添付した公売財産ごとの「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」を執行機関あてに郵送（民間事業者による信書便による送付を含みます。また必着となります。）又は直接提出する必要があります。

ウ 執行機関への直接納付

執行機関に直接納付する場合は、買受申込者等が、休日等以外の日の午前9時から午後4時までの間に、執行機関へ現金（銀行振出しの小切手もしくはその支払保証のある小切手を含む（以下「銀行振出小切手等」という。））を持参し、直接納付する必要があります。

なお、現金書留などでの郵送による納付やクレジットカードによる納付はできません。

また、銀行振出小切手等による納付ができる場合には、公売財産の売却区分ごとに銀行振出小切手等を分けて納付する必要があるとともに、銀行振出小切手等を取り扱う手形交換所によっては、手数料を別途納付していただく場合もあります。

(3) 本人確認書類の提出

買受申込者等は、公売参加申込みを行うに当たって、第3の3(2)イ「銀行振込みによる納付」により提出する書類のほか、執行機関が定める期限までに、次に掲げる書類を執行機関あてに郵送又は直接提出する必要があります。

なお、執行機関が定める期限までに提出の確認ができない場合は、インターネット公売に参加することができませんので、ご注意ください。

ア 買受申込者本人がインターネット公売の手続を行う場合

買受申込者の本人確認ができる住民票の写しなどの書類

ただし、公売保証金をクレジットカードにより納付する場合は、提出する必要はありません。

イ 買受申込者が代理人にインターネット公売の手続をさせる場合

(ア) 委任状

(イ) 買受申込者の本人確認ができる住民票の写しなどの書類

(ウ) 代理人の本人確認ができる住民票の写しなどの書類

なお、これらの書類は、買受申込者から提出する必要があります。買受申込者以外の方から提出された場合は、代理人はインターネット公売に参加することはできません。

また、買受希望者が未成年者（民法753条該当者を除く。）の場合は、親権者又は後見人の同意を得る必要がありますので、上記(ア)、(イ)及び(ウ)のほか、親権者又は後見人の同意書（親権者又は後見人が代理人の場合は、必要ありません。）及び親権等を証明できる戸籍謄本の写しなどの書類を併せて提出する必要があります。

ウ 法人である買受申込者が法人代表者にインターネット公売の手続をさせる場合

(ア) 買受申込者である法人の本人確認及び法人代表者の資格を証明できる商業登記簿謄本の写しなどの書類

(イ) 法人代表者の本人確認ができる住民票の写しなどの書類

提出された書類で法人の本人確認及び法人代表者の資格証明が確認できない場合は、法人代表者はインターネット公売に参加することはできません。

エ 共同買受申込みをする場合

(ア) 共同買受申込代表者の届出書

(イ) すべての共同買受申込者の本人確認ができる共同買受申込者全員の住民票の写しなどの書類

(ウ) すべての共同買受申込者の持分を記入した共同買受申込代表者の届出書別紙

4 公売保証金の取扱い

(1) 公売保証金の買受代金への充当

第3の3 イ「銀行振込みによる納付」及びウ「執行機関への直接納付」により納付された公売保証金は、落札後の買受代金の納付に充てることができます。

買受代金に充ててることを希望される買受申込者等は、公売保証金の納付の際に、公売保証金の充当申出書を執行機関に提出する必要があります。

なお、ヤフー株式会社と納付保証委託契約を締結した場合の公売保証金は、買受代金に充ててることはできません。

(2) 領収証書の取扱い

第3の3 イ「銀行振込みによる納付」及びウ「執行機関への直接納付」により公売保証金を納付した場合は、執行機関から領収証書を発行します。

領収証書は、代理人等が納付された場合であっても、買受申込者名で発行しますので、代理人等が金融機関への振込みにより納付した場合でも、領収証書は買受申込者へ郵送されます。

また、領収証書は、落札できなかった場合の公売保証金の返還時に、執行機関へ提出する必要がありますので（第3の13参照）大切に保管してください。

5 公売参加申込みの受付完了

代理人等による公売参加申込みを行った方又は公売保証金の納付方法について「銀行振込み」を選択された方（以下「公売参加仮申込者」といいます。）は、執行機関が書類の提出及び公売保証金の納付の確認が終了するまでインターネット公売に参加できません。

執行機関が、必要書類の提出や公売保証金の納付を確認し、インターネット公売への参加を認めた公売参加仮申込者には、官公庁オークションサイトから電子メールにより通知します。この通知を受領した公売参加仮申込者は、公売参加申込みをした公売財産の売却区分について買受申込みをすることができます。

なお、次に掲げる事実がある場合は、執行機関は受付完了の通知を行いません。

(1) 買受申込者が第2の1「インターネット公売の参加制限」のいずれかに該当する場合

(2) 代理人等が参加される場合、第3の3(3)「本人確認書類の提出」に掲げる書類について、買受申込期間初日の2日前の日（この日が休日等に当たるときは、その日前においてその日の直前の休日等以外の日とします。）までに、その提出の事実が確認できない場合

(3) 公売保証金の提供について、ヤフー株式会社と納付保証委託契約を締結しておらず、買受申込期間初日の2日前の日までに、執行機関において公売保証金の納付の事実が確認できない場合

(4) 同一の公売財産について、第2の5「代理人等による自己のための買受申込みなどの禁止」に掲げる事実がある場合

- (5) 公売参加申込みをした者と公売保証金を納付した者が異なる場合など、買受申込者となるべき者が不明確であり、買受申込期間初日の2日前の日までに買受申込者となるべき者が判明しない場合

なお、(1)から(5)に掲げる事実がない場合で、受付完了の通知が行なわれない方は、執行機関にお問い合わせください。

6 買受申込み

公売参加申込みの受付が完了した買受申込者等は、参加申込みをした公売財産について、買受申込期間内に、買受申込みをすることができます。

なお、買受申込みを行う場合は、次に掲げる点に留意してください。

- (1) 買受申込みを行う金額は、見積価額以上の金額で、その時点における最高の買受申込価額（以下「現在最高額」といいます。）に最小追加単位を加算した以上の金額であること。
- (2) 買受申込期間中は、現在最高額に最小追加単位を加算した金額以上の金額であれば何度でも買受申込みをすることができること。
- (3) 買受申込みを行った後には、取消し及び買受申込みを行った金額より低い金額への変更はできないこと。
- (4) 買受申込みの受付は、買受申込期間の終了と同時に締め切られる（自動延長は行いません。）こと。
- (5) 自動入札システムに入力した最高額の買受申込みが複数ある場合は、先に自動入札システムに入力した者が最高価入札者として取り扱われること。
- (6) 買受申込みを行った最高価申込価額が、落札後に納付すべき買受代金となること。
- (7) 買受申込みを行った公売財産について、最高額の買受申込みである間は、買受申込者等の Yahoo! JAPAN ID 番号及び買受申込価額が、官公庁オークションサイトに公開されること。
- (8) 最高価申込者になった場合には、第3の12「競り売り終了の告知」の定めにより、カナ氏名および落札金額が、国税庁公売情報ホームページに掲載され一般に公開されること。

7 公売参加申込み及び買受申込みの受付の取消し

次に掲げる場合には、公売参加申込み又は買受申込みがなかったものとして取扱います。

- (1) 公売参加申込者等又は買受申込者等が国税徴収法第108条第1項各号に掲げる者に該当する場合
- (2) 公売参加申込者等又は買受申込者等が第2の1「インターネット公売の参加制限」のいずれかに該当することが判明した場合
- (3) 公売参加申込者等又は買受申込者等が第三者をかたって公売参加申込み又は買受申込みをしたことが判明した場合
- (4) 本人等が代理人等をして公売参加申込み又は買受申込みの手続をさせることとしている場合において、その代理人等と本人等が同一の公売財産について、ともに公売参加申込み又は買受申込みをしたことが判明したとき

なお、公売参加申込み又は買受申込みの受付の取消しを受け、国税徴収法第108条の処分を受けた方で、公売保証金を提供している場合は、その公売保証金は没収されます。

8 最高額買受申込者の連絡

買受申込期間終了後、執行機関が買受申込み状況を確認した上で、最高額で買受申込みをしている買受申込者等に電子メールで通知します（以下この通知を「買受申込結果の通知」といいます。）。

買受申込結果の通知は、最高価申込者の決定（第3の11参照）を通知するものではなく、最高価申込者として決定予定であることを連絡するとともに、その後の公売手続に関し、最高価申込者の決定までの間に、買受代金の納付方法などの連絡を行うための事前通知であることに留意してください。

9 執行機関による事前説明

買受申込結果の通知を行った買受申込者等には、最高価申込者の決定の日までに、執行機関から電話などにより、買受代金の納付方法や公売財産の権利移転手続などについての事前説明を行います。

また、公売財産が動産や自動車などの場合は、公売財産の引渡方法の確認についても併せて行います。ただし、最高額買受申込者と連絡がとれない場合には、この限りではありません。

10 公売財産受領方法の選択

動産の買受申込結果の通知を受けた買受申込者等は、公売財産の受領方法について、自ら直接引渡しを受ける方法又は公売財産の受領、梱包、運送を運送業者に依頼し、運送業者を通じて引き渡しを受ける方法を選択することができます。ただし、公売財産の受領、梱包、運送を運送業者に依頼する場合は、執行機関の指定する日までに、「指図運送人引渡依頼書」などの必要書類を執行機関まで提出しなければ、執行機関は引渡しには応じません。

なお、買受代金の納付後、執行機関は公売財産を運送業者へ引き渡したことをもって、買受人への引渡義務を完了したものとみなします。

また、本ガイドラインに定める瑕疵担保責任や運送業者への依頼内容などをよくご確認いただき、執行機関の指示に従ってください。

11 最高価申込者の決定

執行機関は、公売公告に定められた最高価申込者の決定の日において、買受申込みの受付をした公売財産ごとに、買受申込結果の通知を行った買受申込者を最高価申込者として決定します。

最高価申込者の決定後、最高価申込者のカナ氏名及び最高価申込価額の告知を、国税庁公売情報ホームページに一定時間掲載することにより行います。

なお、買受申込結果の通知を行ってから最高価申込者の決定までの間に、滞納国税が完納したことなどにより公売が中止された公売財産については、この限りではありません。

12 セリ売り終了の告知

せり売り終了の告知は、国税庁公売情報ホームページにおいて、最高価申込者の氏名等の告知の終了後、一定時間掲載することにより行います。

また、公売財産が不動産、自動車、ゴルフ会員権など（以下「不動産等」といいます。）の場合は、売却決定の日（第3の14参照）まで、最高価申込者の氏名およびその価額などにつ

いて、執行機関の掲示板等に最高価申込者の決定公告を行うとともに、最高価申込者に対し最高価申込者の決定の通知を行います。

13 公売保証金の返還

買受申込者等が納付した公売保証金については、買受申込者が最高価申込者となった場合及び国税徴収法第 108 条第 1 項「公売実施の適正化のための措置」の規定による処分を受けた場合を除き、せり売り終了の告知の後に返還されます。

なお、公売保証金の返還の方法は、次に掲げるいずれかの方法としますが、詳細については各執行機関により異なりますので、事前に確認してください。

また、公売保証金の提供について、ヤフー株式会社と納付保証委託契約を締結している場合は、官公庁オークションサイトに掲載されている契約内容を確認してください。

(1) 執行機関から直接返還を受ける場合

買受申込者等が執行機関から直接返還を希望する場合は、買受申込期間の終了後からせり売り終了の告知までの間において、執行機関あてにその旨を事前に電話で連絡（休日等以外の日の午前 9 時から午後 5 時までの間とします。）した上で、執行機関の指定する日時・場所において、次に掲げる書類を執行機関に直接提出又は提示する必要があります。

ア 公売保証金の領収証書

イ 払渡請求書

ウ 200 円の収入印紙（買受申込者が営利法人又は買受申込みをした公売財産に関して営業を営む個人である場合のみ必要となります）

エ 印鑑（認印で可。スタンプ式不可。法人の場合は、代表取締役印が必要となります。）

オ 代理人が手続きを行う場合は、委任状

カ 身分証明書

(2) 買受申込者名義の金融機関預金口座への振込みにより返還を受ける場合

買受申込者が自己の名義の金融機関預金口座への振込みにより返還を希望する場合は、買受申込期間の終了後から競り売り終了の告知までの間において、執行機関あてに次に掲げる書類を郵送又は直接提出する必要があります。

なお、これらすべての書類の提出がなければ、公売保証金の返還ができませんので、ご注意ください。

ア 公売保証金振込通知書兼払渡請求書（公売保証金の納付時にすでに提出している場合は不要です。）

イ 公売保証金の領収証書

ウ 払渡請求書（領収証書）

（注）公売保証金は、日本銀行歳入代理店に登録されていない一部金融機関の口座には振り込めませんので、執行機関にご確認ください。

また、買受申込者以外の名義の口座には振り込めませんので、ご注意ください。

14 売却決定

執行機関が定めた売却決定の日において、最高価申込者に対して売却決定を行います。売却決定を受けた買受申込者は買受人となり、売却決定価額（買受代金）を納付することによって公売財産の権利を取得することとなります。

なお、売却決定の日は、原則として、公売財産が動産等の場合は、最高価申込者の決定の日に、不動産等の場合は、最高価申込者の決定の日の1週間後の日になります。

また、売却決定価額は、買受申込みを行った最高価申込価額となります。

15 売却決定の取消し

次に掲げる場合などには、執行機関は売却決定を取り消します。

- (1) 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納国税の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受人が買受代金の全額を公売公告に定められたその納付の期限までに納付しないとき
- (3) 買受人が国税徴収法第108条第1項「公売実施の適正化のための措置」の規定による処分を受けたとき

16 買受申込みの取消し

国税通則法(昭和37年法律第66号)第105条第1項ただし書「不服申立てがあった場合の処分の制限」その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合には、その停止期間は、最高価申込者又は買受人は、第3の6「買受申込み」の規定にかかわらず、その買受申込みを取り消すことができます。

買受申込みを取り消した買受人が、公売保証金を提供している場合は、その公売保証金は返還されます。

17 公売保証金の没収

買受人が提供した公売保証金がある場合において、次に掲げる場合は、その公売保証金は返還されません。

また、ヤフー株式会社と納付保証契約を締結している場合は、ヤフー株式会社に提供したクレジットカードの与信枠から、公売保証金相当額が引き落とされることとなります。

- (1) 買受人が公売公告に定められたその納付の期限までに買受代金の全額を納付しないとき
- (2) 買受申込者等が、公売保証金を納付した後、買受代金を納付するまでの間に国税徴収法第108条「公売実施の適正化のための措置」の規定による処分を受けたとき

18 買受代金の納付

買受人(買受人に代わって代理人等がインターネット公売の手続を行う場合には、代理人等とします。以下買受人又はその代理人等を「買受人等」といいます。)は、公売公告に定められた買受代金の納付の期限までに、売却決定価額に相当する金額を買受代金として納付しなければなりません。

買受人は、買受けた公売財産について納付した公売保証金がある場合には、第3の4(1)に定める公売保証金の充当申出書を最高価申込者の決定の日までに執行機関に提出することにより、買受代金に充当することができます(ヤフー株式会社と納付保証委託契約を締結した場合の公売保証金は、充当することができません。)。この場合、納付すべき買受代金の金額は、売却決定価額から納付した公売保証金額を控除した金額となります。

買受代金の納付の方法は、次に掲げるいずれかの方法とします。

なお、納付方法は、執行機関ごとに異なりますので、事前に確認してください。

- (1) 執行機関に直接納付する方法

買受人等が、納付期限までに、現金を執行機関に持参し、直接納付してください。

納付手続は、第3の3(2)ウ「執行機関への直接納付」と同様です。

(2) 執行機関が指定する金融機関の口座に振り込む方法

買受人等が、執行機関から金融機関名、口座名義および口座番号を確認した後、指定された金融機関の口座に買受代金を振り込むことにより納付してください。

納付手続は、第3の3(2)イ「銀行振込みによる納付」と同様です。

なお、納付期限までに執行機関が買受代金の振込みを確認できない場合は、売却決定は取り消されますので、振込みについては、なるべく「電信」又は「至急扱い」で行ってください。

19 買受代金の納付の効果

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産の権利を取得します。ただし、農地など公売財産を買い受けるために、許可や承認などが必要な場合には、これらの許可や承認などを受けた時に公売財産の権利を取得することとなります。

買受人が公売財産の権利を取得した場合には、次に掲げる効果が生じます。

(1) 買受人は、公売財産上の質権、抵当権などの担保権に対抗することができること。ただし、買受人に担保権を引き受けさせることを条件として換価した場合には、この限りではありません。

(2) 買受人は、差押え又は差押え前に設定された抵当権などの担保権（以下「差押え等」といいます。）に対抗することができない賃借権などの用益権に対抗することができること。

また、差押え等に対抗することができる賃借権などの用益権には、対抗することができないこと。

(3) 買受人は、現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受代金の納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失などによる損害の負担を負うこと。

20 買受人が負担する権利移転に伴う費用

買受人は、次に掲げる費用を負担しなければなりません。

(1) 権利移転登記又は登録に必要な嘱託書の郵送料（切手）などの必要費用

(2) 公売財産が不動産である場合における権利移転登記の嘱託に係る登録免許税

(3) 公売財産が有価証券又はゴルフ会員権等である場合における名義変更手数料

(4) 公売財産を運送業者に運送させて引渡しを受ける場合における梱包・運送費用

(5) 買受代金納付期限の翌日以降に引渡しを受けた場合における保管料などの手続遅延費用

第4 インターネット公売の手続

1 公売財産の権利移転手続の通則

公売財産の権利移転手続については、財産の区分に応じ、第4の2から6までに定めるところによることとし、この規約に定めのない財産の権利移転手続については、これらの定めるところに準ずることとします。ただし、執行機関がその財産の特殊な事情などを考慮して必要と認めた場合は、第4の2から6までの規定を必要と認める範囲において変更することができる

ものとしします。

なお、買受人等は、買受代金の全額を納付した後でなければ、第4の2から6までに定める公売財産の権利移転手続を執行機関に求めることができません。

また、執行機関が買受代金の納付の期限までにその買受代金の全額が納付されたことを確認することができないときも同様とします。

2 動産の権利移転手続

動産の権利移転手続の方法は、次に掲げるいずれかの方法とします。

(1) 執行機関から直接引渡しを受ける方法

買受人等が、買受代金の納付の期限の日に、執行機関の指定する場所において、執行機関から直接公売財産の引渡しを受けてください。この場合において、買受人等は、次の書類等を持参し、執行機関に提示又は提出する必要があります。

ア 身分に関する証明書

イ 印鑑

ウ 公売財産引渡確認書

エ 委任状（代理人等が引渡しを受ける場合）

なお、事前に執行機関に連絡の上、その他必要書類の有無等について確認してください。

(2) 運送業者に運送させることにより引渡しを受ける方法

買受人等が、その公売財産の受領、梱包、運送などを運送業者に依頼して運送業者を通じて公売財産の引渡しを受けてください。

運送業者に運送を依頼する場合は、公売財産の梱包を併せて依頼する必要があります。

執行機関では、運送業者の斡旋、梱包、発送伝票の作成、運送費用の立替払いなどは行いませんので、引渡しの場所、日時、運送代金の支払方法、荷送人の取扱いなど、運送に必要な事項を、買受人の責任において依頼する運送業者に指示してください。

また、買受人等は、執行機関が指定する日までに、「指図運送人引渡依頼書」及び発送伝票などの運送業者への引渡しに必要な書類を、執行機関あてに提出する必要があります。

なお、次の場合には、執行機関は引渡しを行いませんので、ご注意ください。

ア 執行機関に書類が提出されない場合、執行機関において書類の提出を確認できない場合、又は提出書類に不備がある場合。

イ 運送業者に依頼した搬送先が、買受人が第3の3(1)「参加者情報」で登録した住所（代理人に依頼した場合は、公売参加申込みで提出した委任状に記載した住所）と相違する場合で、「指図運送人引渡依頼書」にその旨を記載していない場合。

ウ 運送業者に依頼した搬送先の受取人が、買受人と相違する場合。受取人が代理人等（共同買受申込代表者を除く。）の場合も同様です。

なお、執行機関は、買受人が依頼した運送業者への公売財産の引渡しをもって、買受人が引渡しを受けたものとししますので、買受人等は、執行機関から運送業者への引渡し後の運送中に生じた破損、紛失などの危険負担については、執行機関を追及することができません。

(3) 執行機関が公売財産の保管命令を行っている者から引渡しを受ける場合

滞納者や第三者が保管している公売財産については、執行機関から買受人に対して保管者の住所・氏名を記載した売却決定通知書を交付することにより引き渡します。

買受人は、執行機関から受領した売却決定通知書により、保管者から引渡しを受けること

となりますが、保管者が引き渡さないときにおいても、執行機関は現実の引き渡しをする義務を負いません。

3 有価証券の権利移転手続

有価証券の権利移転手続は、買受人等が、買受代金の納付の期限の日に、執行機関の指定する場所において、執行機関から直接公売財産の引渡しを受けてください。

買受人等は、次の書類等を持参し、執行機関に提示又は提出する必要があります。

ア 身分に関する証明書

イ 印鑑

ウ 政府保管有価証券払渡請求書

エ 委任状（代理人等が引渡しを受ける場合）

なお、事前に執行機関に連絡の上、その他必要書類の有無等について確認してください。

また、公売した有価証券に係る権利移転について、滞納者に裏書又は名義変更の手続をさせる必要があるときは、滞納者に一定の期限を指定してこれらの手続をさせた上で、買受人等は引渡しを受けることになります。ただし、滞納者が一定の期限内にこれらの手続をしないときは、執行機関が滞納者に代わって裏書を行った上で、買受人等へ引き渡すか、又は、執行機関から買受人が名義変更を請求する旨を記載した書類の交付を受け、買受人が名義変更の請求を行うことになります。

4 不動産の権利移転手続

不動産の権利移転手続は、買受代金の納付の期限の日に、執行機関の指定する場所において、次により行います。

なお、公売参加申込みで登録された住所及び氏名が、提出していただく住所証明書と異なる場合（転居などにより相違している場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます。）は、権利移転手続が行うことができないことに、ご注意ください。

(1) 買受人等は、次の書類等を持参して執行機関に提示又は提出し、執行機関から売却決定通知書の交付を直接受けて権利移転手続関係の説明を受けることとなります。

ア 身分に関する証明書

イ 印鑑

ウ 委任状（代理人等が引渡しを受ける場合）

エ 公売財産所有権移転登記等請求書（必要事項を記載の上、買受人の署名、押印をしたもの）

オ 売却決定通知書（当日交付を受けたもの）

カ 住所証明書（買受人が個人である場合には住民票の写し、法人である場合には商業登記簿謄本などをいいます。）

キ 登録免許税の領収証書（登録免許税の額が3万円以下である場合は、その登録免許税の額に相当する印紙でも構いません。）

ク 権利移転手続に必要な書類の郵送費用の額に相当する郵便切手

(2) 執行機関は、公売財産の権利移転の登記嘱託手続を行い、登記所から売却決定通知書（不動産登記法（平成16年法律第123号）第117条「官庁又は公署の嘱託による登記の登記識別情報」に規定する登記識別情報にあたります。）の還付を受けたときは、遅滞なく買受人

にこれを交付します。

5 自動車の権利移転手続

自動車の権利移転手続は、買受代金の納付の期限の日に、執行機関の指定する場所において、次により行います。

(注) 登録のない自動車(いわゆるナンバープレートを取得しておらず、一般公道を走行することができない自動車のことです。)の権利移転手続については、買受人が行うこととなります。その場合の手続は、第4の2「動産の権利移転手続」によることとなります。

なお、公売参加申込みで登録された住所及び氏名が、提出していただく住所証明書と異なる場合(転居などにより相違している場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます。)は、権利移転手続が行うことができないことに、ご注意ください。

(1) 買受人等は、次の書類等を持参して執行機関に提示又は提出し、執行機関から売却決定通知書の交付を受けるとともに、権利移転手続関係の説明を受けた上で、公売財産(自動車検査証を含みます。)の引渡しを直接受けることとなります。

また、その際、公売財産を運輸支局など(買受人の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所をいいます。)に持ち込む日(以下「指定日」といいます。)を連絡してください。

なお、事前に執行機関に連絡の上、その他必要書類の有無等について確認してください。

ア 身分に関する証明書

イ 印鑑

ウ 公売財産引渡確認書

エ 委任状(代理人等が引渡しを受ける場合)

オ 公売財産所有権移転登記等請求書(必要事項を記載し、買受人が署名、押印したもの)

カ 買受人の自動車保管場所証明書

キ 買受人の印鑑証明書

ク 自動車検査証記入申請書(必要事項を記載し、買受人が署名、押印したもの)

ケ 必要な手数料の額(500円)に相当する自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書

コ 権利移転手続に必要な書類の郵送費用の額に相当する郵便切手

(2) 執行機関は、運輸支局などに、(1)のオからコに掲げる書類を郵送します。

(3) 買受人は、指定日に運輸支局などに公売財産を持ち込み、新しい自動車検査証の交付を受けます。

6 ゴルフ会員権の権利移転手続

ゴルフ会員権の権利移転手続は、買受人等が、買受代金の納付の期限の日に、執行機関の指定する場所において、次の書類等を持参して執行機関に提示又は提出し、執行機関から売却決定通知書の交付を受けた上で公売財産の預託金預り証書の引渡しを直接受けることとなります。

ア 身分に関する証明書

イ 印鑑

ウ 公売財産引渡確認書

エ 委任状(代理人等が引渡しを受ける場合)

なお、事前に執行機関に連絡の上、その他必要書類の有無等について確認してください。

また、執行機関は、ゴルフ場経営会社などの公売財産の第三債務者に売却決定通知書を交付しますので、買受人は、速やかにそのゴルフ場経営会社などに、公売財産の名義変更などの請求を行う必要があります。

この場合において、そのゴルフ場経営会社などから名義変更などの承諾が得られなかったときは、その売却決定を取り消し、買受代金を返還します。ただし、名義変更などの請求手続を、正当な理由なく1年以上行わなかった場合などにおいては、この限りではありません。

第5 雑則

1 様式

次に掲げる様式および記載例については、国税庁公売情報ホームページに掲載していますので、買受申込者は、必要に応じて、ダウンロードの上、使用してください。

- (1) 委任状
- (2) 共同買受申込代表者の届出書
- (3) 共同買受申込代表者の届出書別紙
- (4) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書
- (5) 公売保証金の充当申出書
- (6) 公売財産所有権移転登記等請求書
- (7) 公売財産引渡確認書
- (8) 指図運送人引渡依頼書
- (9) 政府保管有価証券払渡請求書

2 個人情報の取扱い

執行機関は、インターネット公売を実施するため、買受申込者等から直接又はヤフー株式会社を通じて取得する次に掲げる買受申込者等の個人情報について、国税庁の定める行政文書に関する定め及び個人情報の適切な管理に関する定めに従い、適切に保有・管理します。

また、買受申込者等がインターネット公売に参加する場合、ヤフー株式会社がインターネット公売の手続において必要な買受申込者等の個人情報を執行機関に提供することに同意したものとします。

- (1) 住民票の写し、委任状に記載された個人情報など、インターネット公売の手続において執行機関が買受申込者等から直接取得する個人情報
- (2) 公売参加申込みの際に官公庁オークションサイトに入力される情報など、インターネット公売の手続きにおいてヤフー株式会社を通じて買受申込者等から取得する個人情報
- (3) 買受申込者等による公売保証金の提供、返還その他これらに附帯して取得する個人情報
- (4) 買受申込者等がヤフー株式会社との間に締結した公売保証金の納付保証契約に関する個人情報

3 システム障害時における公売中止

執行機関は、次に掲げる期間において、官公庁オークションサイトのシステムに関するそれ

ぞれの事由が生じた場合は、公売を中止することができるものとします。

この場合において、必要な情報は、国税庁公売情報ホームページにおいて掲載することなどにより、一般に公開するものとします。

(1) 買受申込期間の開始前

ア 公売参加申込期間の始期に公売参加申込みの受付を開始することができないとき

イ 公売参加申込期間中に公売参加申込みの受付をすることができない状態が相当期間継続したとき

ウ 公売参加申込期間の終期以降に公売参加申込みの受付をすることができる状態が継続し、その終期以降に受付をした公売参加申込みを取り消すことができないとき

(2) 買受申込期間中

ア 買受申込期間の始期に買受申込みの受付を開始することができないとき

イ 買受申込期間中に買受申込みの受付をすることができない状態が相当期間継続したとき

(3) 買受申込期間の終了後

ア 買受申込期間の終期以降に買受申込みの受付をすることができる状態が継続したとき

イ 買受申込みの受付を終了した旨の情報を官公庁オークションサイトに掲載することができないとき

4 システム利用における禁止事項

買受申込者等は、官公庁オークションサイトの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

また、ヤフー株式会社は、執行機関の依頼を受けて、次に掲げるいずれかの行為をした者又はいずれかの行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由のある者に対し、その者の買受申込みの受付をしないなど、必要な措置を講ずることができるものとします。

(1) 官公庁オークションサイトをインターネット公売の手続き以外の目的で不正に利用すること。

(2) 官公庁オークションサイトに不正にアクセスをすること。

(3) 官公庁オークションサイトの管理及び運営を故意に妨害すること。

(4) 官公庁オークションサイトにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。

(5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。

(6) その他官公庁オークションサイトの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

5 公売実施の適正化のための措置

公売実施機関は、第5の4「システム利用における禁止事項」のいずれかに掲げる行為、その他国税徴収法第108条第1項「公売実施の適正化のための措置」のいずれかに掲げる行為をした者に対し、同条に基づき必要な措置をとることがあります。

6 買受人の地位の移転などの禁止

最高価申込者、買受人の地位など、インターネット公売に参加したことにより得た地位、執行機関に対する権利については、移転もしくは譲渡をすることはできません。また、担保に供することもできません。

7 免責事項

国税庁、国税局及び税務署は、次に掲げる事由などにより買受申込者等（官公庁オークションサイトにアクセスした者を含みます。）又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。

- (1) 公売が中止されたこと
- (2) 買受申込者と連絡がとれないことにより、その者の公売参加申込みがなかったものとされたためにインターネット公売に参加することができなかったこと
- (3) 官公庁オークションサイトを利用したこと（官公庁オークションサイトにアクセスしたことを含みます。）
- (4) ヤフー株式会社による官公庁オークションサイトシステムの提供が遅延したこと。
- (5) 官公庁オークションサイトの運用が停止、休止、中断又は制限されたこと。
- (6) 買受申込者が、インターネット公売の手続に関する権限の一部を代理人に委任した場合において、その委任を受けた代理人がした行為により生じた損害
- (7) 買受人が、公売財産の受領、梱包、運送を運送業者に依頼した場合において、その依頼を受けた運送業者がした行為により生じた損害

8 読替規定

官公庁オークションサイトにおいて使用する次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおり読み替えるものとします。

- (1) 入札 せり売り又は買受申込み
- (2) 入札価額 買受申込価額
- (3) 入札期間 買受申込期間
- (4) 入札単位 最小追加単位

9 準拠法

この規約には、日本法が適用されるものとします。

10 インターネット公売において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公売の手続において使用する通貨
インターネット公売の手続において使用する通貨は、日本国通貨に限り、買受申込価額などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公売の手続において使用する言語
インターネット公売の手続において使用する言語は、日本語に限ります。この場合において、官公庁オークションサイトにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号) 第 17 条第 1 項の日本工業規格をいいます。）X 0208 をいいます。）を使用するため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公売の手続において使用する時刻
インターネット公売の手続において使用する時刻は、日本国の標準時によります。

11 国税関係インターネット公売参加規約の改正

国税庁は、必要があると認めるときは、この規約を改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、国税庁は、遅滞なく官公庁オークションサイトに掲載することにより公表するものとし、公表した日以降に公売参加申込みの受付を開始するインターネット公売から適用します。

12 その他

官公庁オークションサイトの「トピックス」「オフィシャルブログ」及び「初めて参加される方へ」に掲載されている情報で、執行機関が掲載していない情報については、国税関係インターネット公売や国税滞納処分に関する情報ではありません。ただし、官公庁オークションヘルプや用語集など、システム操作や利用方法などに関する情報は除きます。